

口座振替の登録は課税がなくなっても継続されます

市税の口座振替は、納税義務者ごと、税目ごとに登録され、課税がなくなっても継続されます。数年後に課税が復活した場合など、思いがけず登録済みの口座から引き落とされることがあります。

下記のような場合などは、口座登録の廃止または変更について収税課へご相談ください。

○社会保険に加入したため国民健康保険を脱退した
○市税を夫(妻)名義の口座からの引き落としにしていたが離婚した

○軽自動車を廃車し課税がなくなった

○市民税・県民税が普通徴収から特別徴収(給与天引き)になった

※一定の期間、口座振替の実績がない場合は、通知せずに口座振替の登録を解除する場合があります。

納税証明書がすぐに必要な場合はご注意ください

納税証明書が発行できるまでに、口座振替後一週間から10日程度を要する場合がありますので、納税証明書がすぐに必要な場合はご注意ください。

軽自動車税の継続検査用納税証明書

軽自動車税の継続検査用納税証明書は、6月中旬以降に郵送します。5月、6月に車検のある人は、口座登録を廃止し、金融機関やコンビニエンスストアでの納付をお勧めします。

口座振替ができなかったときは

預金不足などで振替ができなかった場合、再振替はできません。納付書(口座振替不能通知書)を送付しますので、送付した納付書で納めてください。

問い合わせ

収税課収税担当(1階⑪番窓口)

電話・窓口予約に先行し、集団検診・個別検診全ての検診の予約をはがきで受け付けます。便利な先行はがき予約をぜひご利用ください。

受付期間 3月13日(金)～4月10日(金)(消印有効)

※先行はがき予約は先着順となります。

【昨年度からの変更点】

○乳がん検診は、対象年齢40歳以上(30歳以上40歳未満は対象外)です。

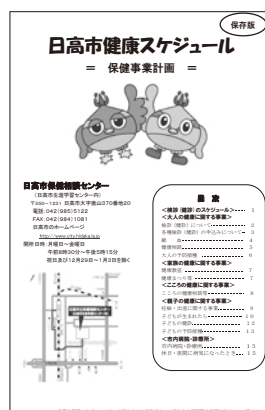
○前立腺がん検診の受診は、2年に1回、対象年齢50歳以上です。

【新しく始めます】

○胃がん個別(胃内視鏡検査)検診

※詳しくは、日高市健康スケジュールをご覧ください。

問い合わせ 保健相談センター ☎985-5122



検診名	集団検診	個別検診	内容
肺がん・結核検診	○	○	胸部X線検査を行います
大腸がん検診	○	○	便をとり、血が混じっていないかを調べます
前立腺がん検診	○	○	血液検査(腫瘍マーカー)を行います(隔年)
子宮がん検診	○	○	細胞をとって調べます(隔年)
乳がん検診	○	○	乳房X線検査(マンモグラフィ)を行います(隔年)
胃がん検診	○	—	バリウムを飲み、胃部X線検査を行います
	—	○	胃内視鏡検査を行います(隔年)
骨粗しょう症検診	○	—	超音波による骨量測定を行います
B型・C型肝炎検査	○	—	血液検査を行います
健康診査	—	○	診察、身体測定、血圧測定、血液検査を行います

※健康診査は、18歳以上40歳未満の人と生活保護受給者が対象の健診です。